

あなたの「困った!」をお助けします



住宅用火災警報器・感震ブレーカーの取り付け

問合 消防本部予防課設備G ☎23-0419

住宅用火災警報器・感震ブレーカーの取り付けが困難な高齢者や障がい者世帯を対象に、消防職員がお宅を訪問し取り付けのお手伝いをします。

支援内容 申込者が保有する(購入予定も可能)住宅用火災警報器または感震ブレーカーの取り付けを消防職員が行います。ただし、電気工事が不要な機器に限ります。取り付けする住宅用火災警報器・感震ブレーカーは、ご自身で用意してください。

対象世帯 住宅用火災警報器または感震ブレーカーの取り付けをすることが困難な以下の世帯
・ 65歳以上の方のみで構成されている世帯
・ 身体障害者手帳の交付を受けている世帯
・ 消防長が取り付けが困難と認める世帯

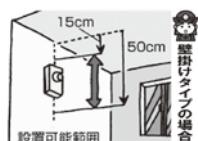
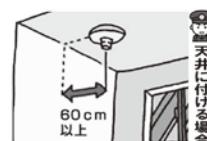
受付・取付時間

受付・取付時間とも平日の午前8時30分から午後5時15分までです。

申込方法

消防本部予防課へ直接お越しitただくか、電話でお申し込みください。

代理の方の申し込みも可能です。



自転車乗車用ヘルメット購入費用の補助

問合 市民協働課交通防犯G ☎55-9298

自転車事故による負傷の割合が高い7歳以上18歳以下の児童生徒等および65歳以上の高齢者が自転車乗車用ヘルメットを購入する場合に、その費用の一部を助成します。

受付期間

令和4年3月1日(火)まで

※購入から3カ月以内に申請してください(予算がなくなり次第、終了)。

補助額 ヘルメット購入費用の2分の1(上限2,000円、10

円未満切り捨て)

補助対象(市内在住の方)

・ 令和3年度内に満7歳以上満18歳以下の児童生徒等
・ 令和3年度内に満65歳以上となる方

※申請者は保護者の方でも可

※1人につき1回限り

対象ヘルメット 令和3年4月1日以後に購入した新品のヘルメットで、安全認証を満たすもの【右図参照】

販売店等 市内自転車販売店の他、インターネット、県内の販売店など

申請方法 次の①～③を市民協働課に提出してください。

①補助金交付申請書兼請求書(振込先通帳の写しを添付)

②ヘルメットの領収書の写し(レシート不可)

③ヘルメットの安全認証適合を確認できる書類など(現物提示可)

購入時の注意事項

領収書には、購入者の氏名、領収日、領収金額、購入先名、購入品名(ヘルメット代等)の記載が必要です。

安全認証マーク

SGマーク	
JCFマーク	
CEマーク	
GSマーク	
CPSCマーク	

自転車保険に加入しましょう

愛知県の「自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例」において、自転車損害賠償責任保険等への加入が令和3年10月から義務化されます。

自転車事故により相手方を死傷させた場合に、高額の損害賠償を請求される事例が相次いでいます。必ず自転車保険に加入しましょう。

※詳細は、市ホームページをご覧いただかうか、直接問い合わせ先へ。

家具転倒防止金具の取り付け

問合 危機管理課危機防災G ☎55-9594

地震発災時・風水害時に家具等の転倒によりけがをしたり避難路が絶たれたりすることがないよう、無償で家具転倒防止金具の取り付けを行います。

対象者 市内の住宅にお住まいの世帯

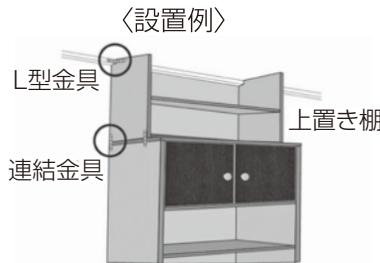
対象金具 寝室、居間などの住宅内で利用頻度が高い部屋などに置かれた書棚、たんすなどの木製品家具

※電化製品、ピアノ、仏壇、仏具などは対象外

取付個数 1世帯につき3点まで

受付定数 50件

申込 6月1日(火)から令和4年1月31日(月)までに直接問い合わせ先へ(定数になり次第、締切)。



その他

- ・家具転倒防止金具取付作業は、市職員ではなく業務委託者(NPO法人防災津島の会)が行います。
- ・申請受付後に、業務委託者から申請者宅に転倒防止金具取付作業日等を決める打ち合わせの電話をさせていただきます。
- ・賃貸マンションや借家にお住まいの方が申請される場合は、大家等の家屋所有者から転倒防止金具を取り付けることを了承されてから申請してください。
- ・この事業は、家具の転倒防止を完全に保証するものではありません。家具の転倒による被害が発生しても市および委託者は、倒壊被害に係る賠償責任は負いません。

耐震診断・耐震改修・ブロック塀撤去等の補助

問合 都市計画課都市計画G ☎55-9627

昭和56年5月以前に建築(着工)された建物は、地震に対する安全性、耐震性が不足しているおそれがあります。また、ブロック塀等は、地震が発生した際に倒壊するおそれがあります。

市では住宅の耐震診断、改修、除却および道路に面したブロック塀等の撤去に対して、下表のとおり補助制度を設けています。

大地震はいつ発生するかわかりません。これらの制度を活用して、お住まいの安全性を確保してください。

申込締切 10月29日(金)

種類	対象	補助金額	予定数
民間木造住宅 無料耐震診断	昭和56年5月31日以前に建築(着工)された木造住宅 (在来軸組構法および伝統構法の戸建、長屋、併用住宅 および共同住宅)		20戸
木造住宅耐震 改修費補助	耐震診断を受けた木造住宅のうち、耐震性能を満たさないもの ※その他の条件については、問い合わせ先までご相談ください。	上限額100万円	5戸
民間木造住宅 除却費補助	耐震診断を受けた木造住宅のうち、耐震性能を満たさないもの ※その他の条件については、問い合わせ先までご相談ください。	上限額20万円	5戸
ブロック塀等 撤去費補助	道路等に面したブロック塀(レンガ、石等の組積造を含む)のうち、倒壊のおそれがあるもの ※その他の条件については、問い合わせ先までご相談ください。	上限額10万円	10件

その他、非木造住宅耐震診断、耐震シェルター・防災ベッド設置にも補助制度があります。

詳しくは、問い合わせ先までお尋ねください。

第57回 津島市民総合体育大会 (夏季大会)

問合 社会教育課スポーツ振興G ☎55-9428

開催日 8月1日(日)

(雨天等実施不可能な種目の予備日8日(日))

バドミントンは7月18日(日)

※新型コロナウイルスの感染状況により大会の開催を中止する場合があります。



集合時間

開催当日午前8時30分までに各種目の開催会場へ(卓球、バドミントンは午前9時までに会場へ)

競技種目・会場 下表のとおり

参加資格

市内在住・在勤の方および市スポーツ協会会員の方(中学生以下は保護者の同意が必要)

※2人以上の団体競技については、参加者の半数以上が参加資格を満たすこと。

参加費

・個人の場合 中学生以下100円、一般200円

・団体の場合 1チーム2,000円(バドミントン・ソフトテニスの一般は400円、ソフトテニスの中学生以下は200円)

申込

6月1日(火)～18日(金)に所定の申込書に必要事項を記入の上、参加費を添えて社会教育課へ。

その他

・雨天の場合は午前7時30分に開催決定をします。

・競技中における事故等については、応急処置は行いますが、その後の責任は負いません。

・軟式野球(一般の部)、バレーボール、グラウンド・ゴルフ、テニスは10月に開催予定。また、サッカー、バスケットボール、ゲートボール、ボウリング、ソフトボール、空手道、弓道は11月に開催予定(申込受付は9月)

※水泳については、今年度の開催はありません。

主催 市・市教育委員会・市スポーツ協会

主管 市スポーツ協会の各競技団体

種目別実施事項

種目	会場	参加費	部門および参加人員	競技上の規定および方法
軟式野球 (学童の部) 開催日:8月1日(日) (予備日:8月8日(日))	市営球場	1チーム 2,000円	監督以下20人 ・学童の部	1.2021年公認規則、全日本野球連盟規定に準じて行う。 2.ボールは各チーム2個マルエスボールを使用する。 3.1回戦は5回70分。規定の回数・制限時間が過ぎても勝敗が決しないときは守備順の抽選で決定する。優勝戦のみ無死満塁でタイブレークを行う。 4.コールドゲームは、5回7点。
柔道 開催日:8月1日(日) (予備日:8月8日(日))	鍊成館 (柔道場)	中学生以下 100円 一般 200円	小学生の部(男女混合) ・1～6年の各学年別 中学生の部(男女別) ・各学年別 一般の部(男女別) ・無段、有段	1.国際柔道試合審判規定に準じて行う。 2.トーナメント方式による。ただし、参加者数によってリーグ戦方式とする。
相撲 開催日:8月1日(日) (予備日:8月8日(日))	鍊成館 (柔道場)	中学生以下 100円 一般 200円	幼児の部 小学生の部 ・1～6年の各学年別 中学生の部 ・1～3年の各学年別 一般の部	1.日本相撲連盟競技会規定および審判規程に準じて行う。 2.試合方法は、参加者数による。

種目	会場	参加費	部門および参加人員	競技上の規定および方法
卓球 開催日:8月1日(日) 午前9時開場	文化会館 大ホール	中学生以下 一般 100円 200円	個人戦 ・中学生の部(男女別) ・一般の部(男女別) 団体戦 ・男女別	1.日本卓球協会ルールに準じて行う。 2.トーナメント方式による。 3.団体戦は、4~5人1組(シングルス2・ダブルス1)。 4.各団体3チーム以内とする。 5.中学男子シングルスは各校20人以内とする。
剣道 開催日:8月1日(日) (予備日:8月8日(日))	鍊成館 (剣道場)	中学生以下 一般 100円 200円	小学生の部(男女混合) ・1・2年の部 ・3~6年の各学年別 中学生の部(男女別) 一般の部(男女別)	1.全日本剣道試合並びに審判規則に準じて行う。 2.トーナメント方式による。
ソフトテニス 開催日:8月1日(日) (予備日:8月8日(日))	市営庭球場 (全面)	中学生以下 一般 1チーム 200円 1チーム 400円	小学生の部(男女混合) 中学生以下の部 (男女別) 一般の部(男女別) 壮年の部(45歳以上)	1.日本ソフトテニス連盟ハンドブックに準じて行う。 2.トーナメント方式による。 (壮年の部はリーグ戦方式とする)
バドミントン 開催日:7月18日(日) 午前9時開場	文化会館 大ホール	一般 1チーム 400円	男子ダブルス ・1部、2部 女子ダブルス ・1部、2部	1.日本バドミントン協会のルールに準じて行う。 2.トーナメント方式による。 (参加者数によってはリーグ戦方式とする)
陸上 開催日:8月1日(日) (予備日:8月8日(日))	津島高校 グラウンド (雨天決行)	中学生以下 一般 100円 200円	小学生の部(男女別) ・100m、1,000m 男子の部(中学生・一般) ・100m、200m、400m、 1,500m、3,000m ・400mリレー ・走幅跳 ・走高跳 ・砲丸投 女子の部(中学生・一般) ・100m、200m、 1,500m、3,000m ・400mリレー ・走幅跳 ・走高跳 ・砲丸投	1.日本陸連競技規則に準じて行う。 2.1人2種目以内(リレーは除く)。 ※以下の種目の記録は、第15回愛知県市町村対抗駅伝競走大会の選手選考時に参考とさせていただく場合があります。 小学生の部(男女別) ・1,000m 男子の部(中学生・一般) 女子の部(中学生・一般) ・3,000m

【秋季大会種目および開催予定日】	
種目	開催予定日
軟式野球(一般の部)	10月23日(土)(予備日:11月6日(土))
バレーボール	10月24日(日)
グラウンド・ゴルフ	10月30日(土)(予備日:11月6日(土))
テニス	10月31日(日)(予備日:11月7日(日))
サッカー	11月7日(日)・14日(日)(予備日:11月21日(日))
バスケットボール	11月7日(日)
ゲートボール	11月7日(日)(予備日:11月14日(日))
ボウリング	11月7日(日)
ソフトボール	11月20日(土)・21日(日)
空手道	11月21日(日)
弓道	11月23日(火・祝)(予備日:11月28日(日))



※申込受付は9月6日(月)～24日(金)。詳細は、市政のひろば9月号に掲載します。

ご存知ですか?

福祉医療費助成制度

問合 保険年金課医療・年金G ☎24-1114

福祉医療費助成制度は、下表に該当する方が医療機関にかかる場合、医療保険の自己負担額が無料になる制度です。この制度を利用するには、受給者証の交付を受けるなど申請が必要です。該当する方は、早めに手続きをしてください。

生活保護法など、公的制度で医療費の助成をすでに受けている方は、対象になりません。

区分	対象		助成内容	新規の申請手続きに必要なもの
	受給資格	所得等制限		
子ども医療	<ul style="list-style-type: none"> 出生から義務教育終了(15歳に達する日以降の最初の3月31日)まで 	無	医療保険の自己負担額	<ul style="list-style-type: none"> お子さんの健康保険証 申請者のマイナンバー(個人番号)カード、運転免許証等の身分証明書等
	<ul style="list-style-type: none"> 義務教育終了の翌日から18歳に達する日以降の最初の3月31日まで 	有 市町村民税 所得割額 5万円以下		<ul style="list-style-type: none"> お子さんの健康保険証 申請者のマイナンバー(個人番号)カード、運転免許証等の身分証明書等 マイナンバーの分かるものまたは市町村民税課税証明書(該当する方のみ※1)
障がい者医療	<ul style="list-style-type: none"> 身体障害者手帳1～3級、4級の腎臓機能障害または4～6級の進行性筋萎縮症の方 療育手帳A・B判定の方 自閉症状群と診断された方 	無	医療保険の自己負担額	<ul style="list-style-type: none"> 健康保険証 申請者のマイナンバー(個人番号)カード、運転免許証等の身分証明書等 身体障害者手帳または療育手帳 自閉症状群については医師の診断書(3カ月以内有効)
母子・父子家庭医療	<ul style="list-style-type: none"> 18歳に達する日以降の最初の3月31日までの児童(以下「18歳以下の児童」という)を現に扶養する母子家庭の母、父子家庭の父 上記の母、父が扶養する18歳以下の児童 父母のいない18歳以下の児童 	有 児童扶養手当法による児童扶養手当の所得制限基準額	医療保険の自己負担額	<ul style="list-style-type: none"> 健康保険証 申請者のマイナンバー(個人番号)カード、運転免許証等の身分証明書等 母子・父子家庭を証する書類(児童扶養手当、遺児手当の各証書等) マイナンバーの分かるものまたは市町村民税課税証明書(該当する方のみ※2)
精神障がい者医療	<ul style="list-style-type: none"> 精神障害者保健福祉手帳1級または2級の方 自立支援医療費(精神通院)を支給する旨の認定を受けた方 	無	医療保険の自己負担額 指定自立支援医療機関における精神通院に支払った医療保険の自己負担額(医療に要する費用の10%。ただし自己負担上限額以内)	<ul style="list-style-type: none"> 健康保険証 申請者のマイナンバー(個人番号)カード、運転免許証等の身分証明書等 精神障害者保健福祉手帳、自立支援医療受給者証の写し

後期高齢者 福祉医療	<p>75歳(一定の障がいがある方は65歳)以上で次の要件に該当する方</p> <ul style="list-style-type: none"> ・障がい者および母子・父子家庭の父母で各福祉医療の受給要件に該当する方 ・戦傷病者手帳をお持ちの方 ・精神障がい者、結核患者で公費負担の受給要件に該当する方 ・精神障害者保健福祉手帳1級または2級の方 ・ねたきりの方および重度、中度の認知症状態にある方 ・自立支援医療費(精神通院)を支給する旨の認定を受けた方(償還払※3) 	<p>一部有</p> <ul style="list-style-type: none"> ・母子・父子家庭の父母の方は児童扶養手当法による児童扶養手当の所得制限基準額 ・戦傷病者の方は障害児福祉手当所得制限基準額 ・ねたきりおよび認知症状態の方は市町村民税が非課税(※4) 	<p>医療保険の自己負担額</p> <p>ただし、自立支援医療受給者証をお持ちの方は、指定自立支援医療機関における精神通院に支払った医療保険の自己負担額(医療に要する費用の10%。ただし自己負担上限額以内)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・健康保険証 ・申請者のマイナンバー(個人番号)カード、運転免許証等の身分証明書等 ・障がい者の方は障がい者医療と同様 ・母子・父子家庭の方は母子・父子家庭医療と同様 ・精神障がい者の方は精神障がい者医療と同様 ・ねたきりおよび認知症状態の方は介護保険被保険者証、ねたきり・認知症状態のわかるもの(医師からの診断書等)、マイナンバーの分かるものまたは市町村民税課税証明書(該当する方のみ※1)、後期高齢者福祉医療(ねたきり・認知症)所得制限に関する申出書
-----------------------	---	--	--	--

※1 マイナンバーの分かるものまたは市町村民税課税証明書が必要な方

- ・令和3年7月までに申請する方で、令和2年1月2日以降に他市町村から転入された方
- ・令和3年8月以降に申請する方で、令和3年1月2日以降に他市町村から転入された方

※2 マイナンバーの分かるものまたは市町村民税課税証明書が必要な方

- ・令和3年10月までに申請する方で、令和2年1月2日以降に他市町村から転入された方
- ・令和3年11月以降に申請する方で、令和3年1月2日以降に他市町村から転入された方

※3 償還払…一度医療機関で自己負担額を支払った後、後日市への請求により医療費の支給を受ける方法

※4 世帯(同一住所も含む)と生計維持者

小児慢性特定疾病児童等の医療費助成制度

小児慢性特定医療費医療受給者証を交付されている児童を対象に、医療機関で支払った医療費自己負担額を、市への申請により助成します。

小児慢性特定疾病児童等の医療費の支給申請

対象	助成内容	支給申請の手続きに必要なもの
「小児慢性特定医療費医療受給者証」を交付された18歳未満の児童(20歳到達まで認められる場合あり)(償還払※3)	医療保険の自己負担額(小児慢性特定疾病に係る自己負担額のほか、それ以外の医療費全般に係る自己負担額)	<ul style="list-style-type: none"> ・健康保険証 ・小児慢性特定医療費医療受給者証 ・領収証 ・振込先口座番号等のわかるもの

未熟児養育医療給付制度

出生時体重2,000g以下等の未熟児で、指定病院の医師が入院養育を必要と認めた医療費を市が負担する制度です。乳児が入院中に申請をする必要があります。

福祉医療費受給者証の更新

子ども医療費、心身障害者医療費、後期高齢者福祉医療費の受給者で更新が必要な方の受給者証の有効期限は7月31日です。

対象者には、6月中旬に申請通知等を送付します。忘れずに更新の手続きをしてください。

生活支援相談窓口からのお知らせ

問合 生活支援相談窓口 ☎24-1111 内線2136



生活支援相談窓口は、市役所1階(宿直室隣)で開設しています。

生活についての困りごとや将来についての不安を抱えている方に、どのような解決方法があるか一緒に考え、安心した生活が送れるような取り組みを行っています。

まずは、困っていることを何でもご相談ください。内容によっては、専門的な機関を紹介します。

なお、ご家族や周囲の人からのご相談も受け付けています。

市・県民税のお知らせ

問合 税務課市民税G ☎55-9263

令和3年度の主な変更点

◆給与所得控除・公的年金等控除から基礎控除への振替

給与所得控除・公的年金等控除の控除額が一律10万円引き下げられ、基礎控除の控除額が10万円引き上げられます。また、合計所得金額が2,400万円を超える場合は基礎控除額が右表のとおりになります。

合計所得金額	基礎控除額	
	改正前	改正後
2,400万円以下	33万円 (所得制限なし)	43万円
2,400万円超2,450万円以下		29万円
2,450万円超2,500万円以下		15万円
2,500万円超		適用なし

◆給与所得と年金所得の双方がある場合の所得金額調整控除

給与所得と年金所得の双方を有する方で、給与所得と公的年金等に係る雑所得の合計金額が10万円を超える場合、最大10万円が給与所得金額から控除されます。

◆子ども・特別障害者等を有する者等の所得金額調整控除の創設

次のいずれかの要件に該当する方で、給与等の収入金額が850万円(上限1,000万円)を超える場合には、給与の収入金額から850万円を控除した金額の10%に相当する金額(上限15万円)が給与所得の金額から控除されます。

- ①23歳未満の扶養親族を有する方
- ②本人が特別障害者である方
- ③特別障害者である同一生計配偶者または扶養親族を有する方

◆扶養控除等の所得要件の見直し

扶養控除等の合計所得金額の要件が一律10万円引き上げられます。

(例) 同一生計配偶者および扶養親族の合計所得金額
38万円以下→48万円以下

◆非課税基準の見直し

非課税基準の合計所得金額の要件が一律10万円引き上げられます。

(例) 障がい者・未成年者・寡婦またはひとり親に対する非課税限度額
125万円→135万円

◆寡婦控除の見直しおよびひとり親控除の創設

寡婦控除は合計所得金額が500万円以下の場合に控除が適用となり、合計所得金額が500万円を超える場合の寡婦控除の適用はなくなりました。また、性別や婚姻歴の有無にかかわらず、総所得金額等が48万円以下の生計を一にする子を有する方で合計所得金額が500万円以下の場合には、ひとり親控除が適用されることとなりました。

※詳しくは、市ホームページ「令和3年度の市・県民税(個人住民税)の改正点」をご覧ください。

減免を受ける方は、納付前に手続きを

次の減免理由に該当する方は、納税通知書到達後、納付前に申請手続きをしてください(申請期日を過ぎた場合や、既に納付した税額については減免できません)。

対象

- ①6月30日現在において令和3年の合計所得金額が令和2年の合計所得金額に比べ2分の1以下に減少する方で、令和2年の総所得金額等が210万円以下の方
- ②生活保護を受給されている方
- ③6ヶ月以上長期療養を要する方で、令和2年の合計所得金額が140万円以下の方
- ④1月2日以後に死亡した方のうち、令和2年の合計所得金額が210万円以下の方
- ⑤雇用保険法の基本手当の受給資格がある方で、同一生計配偶者または扶養親族があり、令和2年の合計所得金額が210万円以下の方

⑥震災、風水害、火災その他これらに類する災害により被害を受けた方

⑦障がい者、未成年者、寡婦、被爆者などで、令和2年の合計所得金額が145万円以下の方

⑧障がい者などで市民税の納税義務を負わない夫と生計を一にする妻のうち、令和2年の合計所得金額が145万円以下の方

⑨勤労学生で、所得割を課されない方

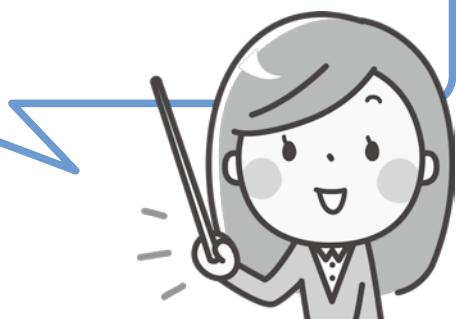
申請期日

- ・①に該当する方
…7月30日(金)
- ・②～⑥に該当する方
…減免理由の発生の日から30日を経過した日、または最初に到来する納期限のいずれか遅い日
- ・⑦～⑨に該当する方
…6月30日(水)

申請場所

税務課市民税G(市役所2階)

該当項目により、必要な添付書類や減免額が異なりますので、詳しくはご相談ください。



納税通知書の発送日

令和3年度市・県民税の納税通知書の発送日は6月10日(木)となります。
※会社等から支払われる給与から天引きで納める方の場合は、5月13日(木)に会社等の給与担当者あてに「税額通知書」を発送しました。